

令和4年度道徳教育推進拠点地域事業について

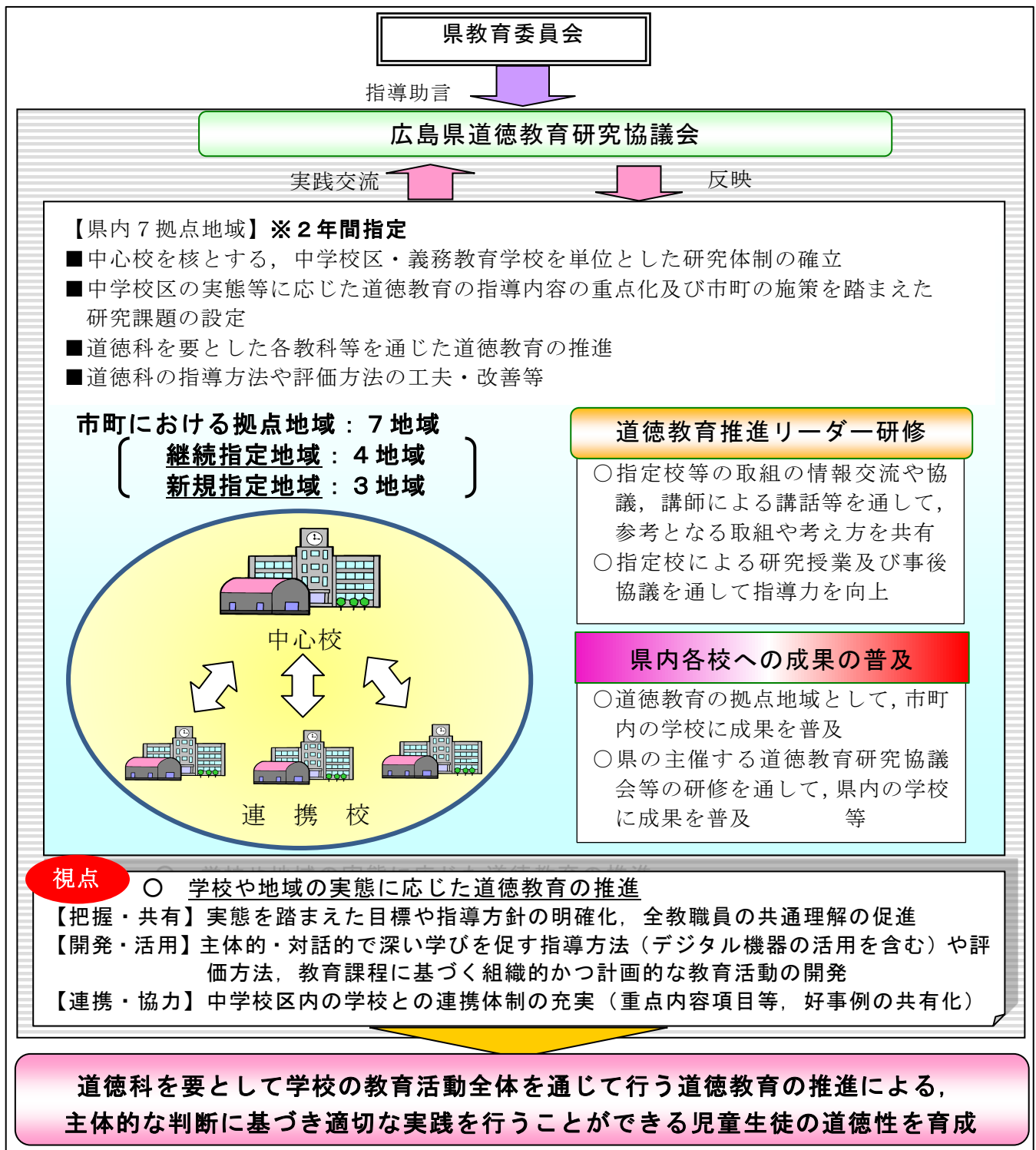
義務教育指導課

1 趣旨

市町の道徳教育の拠点地域となる中学校区・義務教育学校において、市町の道徳教育に係る施策を踏まえて、「特別の教科 道徳」（以下、道徳科）を要とした各教科等を通じた道徳教育を推進する実践研究及び道徳科の指導方法や評価方法などの実践研究を行い、それらの成果を県内に普及することにより、本県道徳教育の一層の充実を図る。

2 概要

- (1) 県教育委員会は、上記1に示す趣旨の下、文部科学省「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」を受託し、本事業を実施する。
- (2) 県教育委員会は、以下の内容を市町又は市町教育委員会への委託により実施し、市町教育委員会に当該事業に係る費用を、予算の範囲内で措置する。



県教育委員会

指導助言

広島県道徳教育研究協議会

実践交流

反映

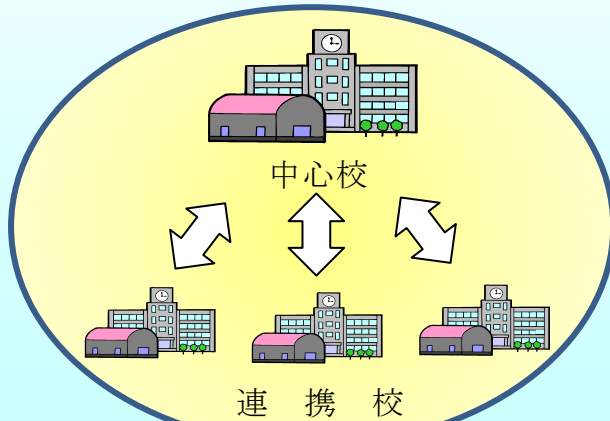
【県内7拠点地域】※2年間指定

- 中心校を核とする、中学校区・義務教育学校を単位とした研究体制の確立
- 中学校区の実態等に応じた道徳教育の指導内容の重点化及び市町の施策を踏まえた研究課題の設定
- 道徳科を要とした各教科等を通じた道徳教育の推進
- 道徳科の指導方法や評価方法の工夫・改善等

市町における拠点地域：7地域

（ 継続指定地域：4地域

新規指定地域：3地域 ）



道徳教育推進リーダー研修

- 指定校等の取組の情報交流や協議、講師による講話等を通して、参考となる取組や考え方を共有
- 指定校による研究授業及び事後協議を通して指導力を向上

県内各校への成果の普及

- 道徳教育の拠点地域として、市内の学校に成果を普及
- 県の主催する道徳教育研究協議会等の研修を通して、県内の学校に成果を普及等

視点

○ 学校や地域の実態に応じた道徳教育の推進

【把握・共有】実態を踏まえた目標や指導方針の明確化、全教職員の共通理解の促進

【開発・活用】主体的・対話的で深い学びを促す指導方法（デジタル機器の活用を含む）や評価方法、教育課程に基づく組織的かつ計画的な教育活動の開発

【連携・協力】中学校区内の学校との連携体制の充実（重点内容項目等、好事例の共有化）

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進による、主体的な判断に基づき適切な実践を行うことができる児童生徒の道徳性を育成